



移住促進に向けた、農地の取得下限面積の 引き下げについて

■内容

「桐生市空き家・空き地バンク」に登録された空き家に付随する農地の取得下限面積を引き下げます。

新型コロナウイルス感染拡大を契機に、リモート、テレワークなど首都圏から地方への生活が注目されてきております。

桐生市では、農地の取得下限面積の引き下げを行うことで、空き家と農地をセットで売却することを可能とし、農業に興味を持つ、移住希望者の呼び込みを図るとともに、遊休農地の解消を目指します。

また、併せて「きりゅう暮らし応援事業」空き家利活用助成の活用も可能であり、移住希望者に手厚いものとなっています。

《問い合わせ先》

① 農地に関すること

桐生市農業委員会事務局

TEL 0277-46-1111 (内線570)

② 空き家・空き地バンクに関すること

都市整備部 定住促進室 定住促進係

TEL 0277-46-1111 (内線367)